○環境省令第六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　環境大臣　大塚　珠代

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九五二人」を「一、九八五人」に改め、同表合計の項中「二、九二〇人」を「二、九五三人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第七号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）並びに公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）を実施するため、環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　環境大臣　大塚　珠代

環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令

（環境省組織規則の一部改正）

第一条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「第七条―第十二条」を「第六条―第十一条」に、「第十三条―第十五条」を「第十二条―第十四条」に、「第十六条―第十九条」を「第十五条―第十八条」に、「第二十条」を「第十九条」に改める。

第一条の見出しを「（地方環境室及び調査官）」に改め、同条第一項中「秘書課に、」の下に「地方環境室及び」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　地方環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

二　地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務に関する企画及び立案に関すること。

3　地方環境室に、室長を置く。

第二条を次のように改める。

（政策評価室及び広報室）

第二条　総務課に、政策評価室及び広報室を置く。

2　政策評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行政の考査に関すること。

二　環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

3　広報室は、広報に関する事務（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　政策評価室及び広報室に、室長を置く。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条の見出しを「（災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室）」に改め、同条第一項中「廃棄物対策課に」の下に「災害廃棄物対策室及び」を加え、同条第三項中「浄化槽推進室」を「災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　災害廃棄物対策室は、災害廃棄物（災害により生じた廃棄物をいう。）の適正な処理に関する事務（企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第五条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第一章第二節中第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第十一条中「企画課」を「環境保健企画管理課」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

第一章第三節中第十三条を第十二条とする。

第十四条の見出し中「調整官」の下に「及び事業監理官」を加え、同条第一項中「調整官」の下に「及び事業監理官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

6　事業監理官は、地球温暖化対策課の所掌事務に関する事業の指導及び監督に関する重要事項を処理する。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第一章第四節中第十六条を第十五条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第五節中第二十条を第十九条とし、第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十四条の二に見出しとして「（国立公園利用推進室）」を付し、同条第二項第一号中「及び温泉」を削り、同条を第二十四条とする。

（公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部改正）

第二条　公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令（平成十三年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

「企画課」を「環境保健企画管理課」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　環境大臣　大塚　珠代

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「庶務課（東北地方環境事務所に限る。）」を「庶務課（東北地方環境事務所に限る。）企画課（東北地方環境事務所に限る。）」に改め、「除染対策第三課（東北地方環境事務所に限る。）」を削る。

第三条の見出し及び同条第二項中「庶務課」の下に「、企画課」を加える。

第六条の二の見出し中「、除染対策第二課及び除染対策第三課」を「及び除染対策第二課」に改め、同条第一項第一号及び同条第二項中「及び除染対策第三課」を削る。

第六条の六中「及び第六条の五第一号から第三号」を「、第六条の五第一号から第三号まで及び第六条の九第一号から第三号」に改める。

第二十二条中「第四十四条第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

附則中第二十条を第二十一条とする。

附則第十九条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第十八条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第十七条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第十六条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条を附則第十七条とし、附則中第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。